

烟管雜載

〔人倫訓蒙圖彙五〕無節竹師シ 品々塗色スリイロケ、化彫ボリトマキ、籐卷、青具等あり、諸商人にこれをうる、中京所々にあり、

〔遠碧軒記食下〕タバコは、日本にては、關原陣より後の事にて、六十五六年になる事なり、されど南都の東大寺の三倉に、大きなきせる有となり、されば其以前よりすふ事有て中絶したるか、但異朝より渡りて、珍らしき物故に、三倉にこめたかとなり、又烟草より外にも、烟りを吸ふもの有たか、

〔烟草百首〕百四五十年前以前、圖する所のきせる甚庵末なり、然處近年の烟具を見るに、箔包爐壺、皆錦繡金玉を以てす、巧を盡し、精を極、是を飾て其費を厭はざるは、慎むべきの一つなり、

〔茅窓漫錄下〕烟草

最初は幾世流セとて、小き竹の節を留め、火皿の大きさに作り、筆の軸に似たる物を横につけ、其烟を吸ひしなり、略中其後黄銅の幾世流出來たる時も、自身には所持せず、家々にこしらへおき、人の來る時取り出し、請取渡の禮あり、年々流行するに隨ひ、次第に増長し、今は其法の廢るのみか、勿體なき白銀、黄銅の國貨を以て烟器を作り、或は錦繡、綾羅斑毛、皮革の文物を以て草具を製し、其弊年々いふばかりなし、略中金、銀、銅、鐵は勿論、錦繡、綾羅斑毛、皮革の類、國家の貨物を消鑠する事廣大なり、

〔徳川禁令考四十八〕江戶市中法度八、天明九酉年

町奉行 江

總而奢たる品こしらへ申間敷、略中一させる其外、もてあそび同前之品ニ、金銀遣ひ申間敷候、略中

西三月